## アイ企業年金基金 加入者資格喪失届

( 取消 • 訂正 )

年 月 日

## 【提出方法】

郵送、FAX、メール(PDFデータ)で届出が可能です 453-0804

名古屋市中村区黄金通1-18 フジコミュニティセンター アイ企業年金基金

> TEL:052-481-5608 FAX:052-481-7271

メールアト・レス:基金まで直接お問合せ下さい

・アイ企業年金基金規約に基づき、下記のとおり届出ます

| 事業所所在地  |     |   |  |               |   |   |     |
|---------|-----|---|--|---------------|---|---|-----|
| 事業所名称   |     |   |  |               |   |   |     |
| 事業主氏名   | 電話都 | 号 |  | ( )           |   |   |     |
| 届出者(担当) |     |   |  | 退職金制度         |   |   | コース |
| 事業所番号   |     |   |  | セカント・ライフ支援金制度 | 有 | 無 |     |

| 中 : 7  | 氏   名(フリガナ)     氏   名(漢字)     加入者番号 | 生年月日 | 性別 喪失年月日 | 喪失事由                    | 住 所      | <u>最終標準給与月額</u><br>(裁定請求書を会社に<br>送付の場合レ点記入) |
|--|-------------------------------------|------|----------|-------------------------|----------|---|
| 平:7   女:6   役員就任:32 懲戒解雇:81 会社都合:31 電話番号   ()   一 裁定請求書を会社に送付     BB:5   中   月   日自己都合:11 定 年:21 65歳到達:01 体 職:93 死 亡:41 転 出:9   円   ()   一 裁定請求書を会社に送付     BB:5   中   月   日自己都合:11 定 年:21 65歳到達:01 保 無法   日本   日本< |                                     |      |          | 自己都合:11 定 年:21 65歳到達:01 |          | 備考 1.2                                      |
| 田   日   日   日   日   日   日   日   日   日  |                                     |      |          |                         | 電話番号 ( ) | 3。<br>3<br>数定請求書を会社に送付                      |
| 中  |                                     |      |          | 日                       |          | 備考  |
| 田:5  |                                     |      |          |                         | 雲話来早 ( ) | 3   |
| ・ 中:7 か:6 か:   |                                     |      |          | 日                       |          | 円 1   |
|  |                                     | _    |          |                         | T-1770   | 3   |
|  |                                     |      |          | 日                       |          | [H] 1                                       |
| $oxed{ egin{array}{c ccccccccccccccccccccccccccccccccccc$  |                                     |      | • 令:9    |                         |          | 3   |

・喪失年月日は、定年(60歳/65歳)および65歳到達に限り、その誕生日をご記入ください。その他の場合(自己都合退職、休職、死亡等)は、退職日の翌日をご記入ください

・再加入を前提とし**喪失事由『休職:93、転出:9』**に丸印をつけると同書類の提出をもって、加入者への**『老齢給付金(脱退一時金)の支給の繰下げ申出書』**を兼ねるものとします 支給繰下げを申出ると再加入前後の加入者期間が通算されます(支給繰下げを申出ない場合には備考欄にその旨をご記入ください)

・喪失事由に関して、会社の諸規程等に定められている定年年齢(60歳/65歳)に達した場合(喪失年月日に60歳/65歳の誕生日を記入した場合)は、『定年:21』に丸印をつけてください

- ・喪失事由に関して、会社の諸規程で60歳定年を定めている場合で、かつ65歳まで再雇用した場合は『65歳到達:01』に丸印をつけてください
- ・懲戒解雇による加入者への支給の停止を申出る場合(アイ企業年金基金規約第50条及び別表第6)は、別途**『懲戒解雇加入者支給停止依頼書』**を添付してください
- ・同届出書は、事態発生(資格取得)後、同月末または翌月14日のいずれか早い期日までに提出してください

| 連 |  |  |  |
|---|--|--|--|
| 絡 |  |  |  |
| 幱 |  |  |  |

| 024年12月改〕 |
|-----------|
|-----------|

, 一受付日付印、、